

様式（郵送用）

## 神奈川県中小企業等支援給付金給付申請書兼宣誓・同意書（10月分）

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

別紙記載の宣誓・同意事項に相違ないことを確認し、これに誓約のうえ、神奈川県中小企業等支援給付金の給付について次のとおり申請します。

### 1 申請事業者の基本情報

法人の方			
県内の本社又は主たる事業所の所在地	〒	—	神奈川県
	市・区 町・村		
フリガナ			
法人名			
代表者職名			
代表者氏名			
法人番号			

個人事業者の方			
主たる事業所の所在地 (事業所をお持ちでない方は自宅住所)	〒	—	都・道 府・県
	市・区 町・村		
フリガナ			
氏名			
生年月日	西暦	年	月 日

### 日中連絡先

日中連絡が 取れる方	フリガナ		電話番号	
	氏名			
	メールアドレス			

## 2 神奈川県中小企業等支援給付金 4～9月分の申請状況等について

※次のうち、該当する項目にチェック (✓) をしてください。

<input type="checkbox"/> 4～9月分のいずれかの申請をしている	
<input type="checkbox"/>	直近の申請の申請事業者の基本情報 (1 ページ目記載内容) 及び本給付金の振込先口座に変更がない。 → 一部提出書類を省略した簡易申請ができます。(下記、「3 月次支援金の支払いを受けた神奈川県中小企業等支援給付金の給付を申請する対象月」へ進む) <b>簡易申請の方は、直近の申請と同じ口座へ振り込みますので、下記の口座振込依頼は記載不要です。</b>
<input type="checkbox"/>	直近の申請の申請事業者の基本情報 (1 ページ目記載内容) または本給付金の振込先口座に変更がある → 通常申請になりますので、すべての提出書類をそろえて申請してください。
<input type="checkbox"/> 4～9月分のいずれも申請していない → 通常申請になりますので、すべての提出書類をそろえて申請してください。	

【通常申請の場合は口座振込依頼に振込先を記載してください】

### 口座振込依頼

神奈川県から支払われる「神奈川県中小企業等支援給付金」は下記の口座に振り込んでください。

金融機関※	銀行		店名	種別	口座番号 (右詰め)									
	信用金庫	信用組合			本店	普通	( )							
			支店	当座										
	金融機関コード			店番号										
口座名義人 (カナ)														

※ 口座は、法人の場合は「1 申請事業者の基本情報」に記載した法人名義の口座、個人事業者の場合は申請者本人名義のものを指定してください。

(注) ゆうちょ銀行の場合、通帳等に記載の記号・番号は支店コード・口座番号とは異なります。ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行でご確認ください。

## 3 月次支援金の支払いを受けた神奈川県中小企業等支援給付金の給付を申請する対象月申請をする対象月にチェックを入れてください。

### 10月分

※ 支払いを受けた月の支払証明書類 (月次支援金の給付通知書) の写しを必ず添付して提出してください。

※ 月次支援金の給付通知書がお手元に届いていない場合、または給付通知書を紛失した場合は、**月次支援金申請マイページ上における給付が完了したことが確認できる画面 (申請番号、申請対象月が分かる部分) の写し、及び月次支援金の入金がわかる通帳の写しを提出してください。**

## 別紙 神奈川県中小企業等支援給付金に係る宣誓・同意書

神奈川県中小企業等支援給付金要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、給付の申請を行うすべての対象月分の神奈川県中小企業等支援給付金（以下「給付金」という。）について、次のいずれにも宣誓又は同意します。

### ※ご確認のうえ、本紙も必ずご提出ください。

- (1) 要綱に定める給付金に係る給付要件を満たしており、申請書に記載した内容及びその他の関係書類に虚偽はありません。申請書に記載した内容及びその他の関係書類に虚偽が判明した場合又は同意した事項に違反した場合は、給付金の給付を受けていない場合は給付金の給付を受けることを辞退し、既に給付金の給付を受けていた場合は要綱第9条の規定に従い速やかに神奈川県に返還等を行います。
- (2) 給付金の給付の申請に当たり、神奈川県が要綱第6条第1項に規定する審査を行ううえで必要な対応を行ったにもかかわらず、申請者が当該申請について給付要件を満たすことを確認するに足りる対応を行わなかったことを理由として、当該申請が不給付となった場合には、要綱第8条第1項第4号に従い、給付を受けたすべての給付金について、返還を遅滞なく行う義務を負う場合があるほか、要綱第6条第3項により、給付を受ける前の給付金は不給付となり、新たに給付金の給付の申請を行うことができなくなる場合があることに同意します。
- (3) 国からの月次支援金の支払いを受けています。
- (4) 酒類販売事業者等（酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売事業者）ではありません。
- (5) 地方公共団体による対象月における飲食店又は大規模施設等に対する休業又は営業時間の短縮に伴う協力金の支払対象ではありません。
- (6) 神奈川県以外の都道府県による月次支援金に準じた同種の給付金を受給しておらず、今後も受給する意思はありません。
- (7) 神奈川県内に本社若しくは主たる事業所を有し、事業を行う中小法人等又は神奈川県内に住所を有している若しくは、神奈川県内で主たる事業活動を行う個人事業者等であり、かつ、給付金の給付を受けた後にも事業の継続及び立て直しをする意思があり、そのための取組を継続的に行います。
- (8) 同じ申請の対象月について、本給付金を重複して申請していません。
- (9) 神奈川県から要綱第7条第1項に規定する報告を求められた場合はこれに応じるとともに、同項の規定により必要に応じて県が行う調査に全面的に協力します。
- (10) 代表者、役員、従業員、構成員等は、次のいずれにも該当しません。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に基づく規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
  - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ウ 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
  - エ 暴力団又は反社会的勢力が経営に事実上参画していること
- (11) 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報その他必要な情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。また、県から暴力団又は暴力団員でないことを確認するための追加書類の提出を求められた場合は、支援給付金の受領後であっても応じます。

## 提出書類チェック表

以下の書類が揃っているか確認の上、 にチェック (✓) を入れ、申請書とともに提出してください。

申請受付期間：令和3年11月22日(月)から令和4年2月28日(月)(当日消印有効)(締切厳守)

※ 申請受付期間終了後の受付はできません。

URL：<https://kanagawaken-shienkyufukin.com>



### 申請事業者として提出する書類

神奈川県中小企業等支援給付金給付申請書兼宣誓・同意書(10月分)(1~3ページ目)

月次支援金(10月分)の支払証明書類(給付通知書)の写し

※ 月次支援金の給付通知書がお手元に届いていない場合、または給付通知書を紛失した場合は、月次支援金申請マイページ上における給付が完了したことが確認できる画面(申請番号、申請対象月が分かる部分)の写し、及び月次支援金の入金がわかる通帳の写しを提出してください。

(注)「口座振込依頼」に記載した振込先の通帳等の写し

※ 預金通帳の場合、表紙を1ページめくった中表紙の見開き部分をご提出ください。

(注) 履歴事項全部証明書の写し(\*法人の方のみ)

※ 提出時から3か月以内に発行されたものに限ります。

本人確認書類の写し(\*個人事業者の方のみ)

(例) 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カード など  
※ マイナンバーはマスキング(黒塗り)し、表面のみ提出してください。

(注) 確定申告書第一表の控の写し(令和2年分)(\*個人事業者の方のみ)

※ 事業所や住所が分かるページの写しをご提出ください。  
※ 収受日付印が押印されているものをご提出ください。

提出書類チェック表(本紙)(4ページ目)

(注) がつく提出書類は、簡易申請の場合、提出を省略できます。

#### ◆神奈川県中小企業等支援給付金の申請書類送付先

神奈川県中小企業等支援給付金事務局

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町3-30-8 SYビル6F TKP 横浜会議室ホール6A

#### ◆神奈川県中小企業等支援給付金コールセンター

☎ 045-900-5907 <受付時間> 月~金(祝日・年末年始を除く) 9時~17時